

災害発生時における支援協力に関する協定書

伊達市（以下「甲」という。）と大和ハウス工業株式会社（以下「乙」という。）、及び大和ハウスプロパティマネジメント株式会社（以下「丙」という。）は、別紙１記載の乙所有の土地建物（以下「本物件」という。）について、災害発生時（災害の発生が合理的に予測される場合を含む）における支援協力に関する協定書（以下「本協定」という。）を締結するものとする。なお、丙は、本物件の建物管理を行う管理会社である。

（目的）

第１条 本協定は、災害発生時に甲の要請に基づき、乙が本物件を一時避難場所として提供する等の支援協力を行うことに関し、必要な事項を定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

（支援協力の内容）

第２条 甲は、災害発生時において、必要があると認めるときは、乙及び丙に対して、次の事項について支援協力を要請できるものとする。

- （１）本物件建物内の共用部分（ドライバー休憩室、トイレ等）を地域住民の一時避難場所として提供すること。
 - （２）本物件建物内の未賃貸、未使用の専有部分を支援物資の一時保管、集積場所として提供すること。
 - （３）本物件敷地内の未賃貸、未使用部分を地域住民のための駐車場施設として提供すること。
- ２ 乙及び丙は、前項各号に掲げるもののほか、甲の要請に基づき甲乙丙間で協議を行い、乙及び丙が本協定による支援として行うことが相当と認めた支援協力を実施するものとする。
- ３ 甲は、本物件の運営状況（提供可能な未賃貸、未使用の専有部分が存

しない場合、管理人が不在の時間帯がある場合等）により、前二項の甲からの要請事項について、乙及び丙が応諾できない場合があることを予め承諾する。

（支援協力の要請）

第3条 甲が乙及び丙に対し、第2条第1項及び同条第2項の要請をする場合は、別紙2の乙及び丙の連絡先に対し、要請内容及び理由、その他必要な事項を記載した通知書を提出する方法をもって連絡する。

但し、甲は、緊急やむを得ない事情により通知書の提出が困難な場合には、要請内容等を口頭で要請を行うことができる。この場合において、甲は、口頭での要請後速やかに通知書を提出するものとする。

（支援の応諾）

第4条 乙及び丙は、甲より前条の支援協力の要請を受領した場合は、遅滞なく乙又は丙を通して応諾の可否を別紙2記載の甲の連絡先に通知するものとする。

2 甲は、前項により乙又は丙が支援協力について応諾の通知をした場合は、原則、本物件において乙又は丙と立会い協議を行い、前条の支援協力の実施内容等について確認するものとする。

（支援協力の実施期間）

第5条 乙による支援協力の実施期間は、甲、乙及び丙の協議により決定する。なお、実施期間の決定にあたっては、乙による支援協力が一時的な避難場所の提供等を目的とする趣旨に鑑み、甲が別途避難所を開設し、避難者の受入態勢が整うまでの期間（概ね比較的軽微な災害の場合で1日から2日間、大規模な災害で1週間）を目安として協議する。

2 甲は、前項の期間を超えて支援協力が必要となった場合は、乙及び丙に対

して書面により要請するものとする。

(本物件の使用)

第6条 甲は、第2条の要請を行い、本物件を使用する場合は、乙又は丙の指示及び立会いの下使用するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙及び丙は、本協定の趣旨に従い、甲に対して、第2条に基づく支援協力に係る対価の請求を行わないものとする。なお、甲が一時避難場所等として本物件を使用する場合において、水道料金・電気料金・冷暖房費等の光熱費は乙が負担するものとする。

2 前項にかかわらず、乙による支援協力の期間が2ヶ月を超える場合、支援協力の開始日から2ヶ月が経過した日以降の支援協力の対価、光熱費その他の費用の負担については、乙、丙及び甲が協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、一時避難場所等としての本物件の使用に際し発生した廃棄物については、甲の責任と負担においてこれを処理するものとする。

(支援協力の終了)

第8条 乙による支援協力は、第5条第1項に基づき決定した、実施期間の満了日をもって終了するものとする。

2 甲は、甲が本物件を一時避難場所等の目的で使用した場合は、実施期間満了日までに、自らの責任と負担において、乙及び丙が求める内容の原状回復(避難者等の退去、新型コロナウイルス感染症等の患者が発生した場合の消毒等の処置を含む)を行い、乙に返還するものとする。

(事故等の責任)

第9条 乙及び丙は、第2条に基づく一時避難場所等の提供等の支援協力に実

施にあたり、本物件において発生した事故等について、責任を負わないものとする。

- 2 甲が本物件を一時避難施設等として使用する場合において、本物件の損傷、物品の破損等が生じた時は、甲は乙及び丙に対し、速やかに届出するとともに、当該損傷等により乙に生じた損害を賠償するものとする。

(名称等の変更)

第10条 乙及び丙は、次の各号のいずれかに変更等が生じた場合は、遅滞なく甲に通知するものとする。

- (1) 商号
- (2) 所在地
- (3) 連絡先
- (4) 本物件の所有者または管理者に変更が生じた場合

(地位の承継)

第11条 乙は、本物件の所有権の全部または一部を第三者に譲渡する場合、本協定における乙の権利義務の一切を当該第三者に承継させるよう実務上合理的な努力を行うものとする。ただし、乙が本物件の所有権の全部を第三者に譲渡する場合に、本協定により乙が負う責任及び義務の一切を当該第三者に対し承継させることができないときであっても、甲は、乙及び丙が本協定により負う責任及び義務の一切を免除することができるものとする。

- 2 乙及び丙は、乙が本物件の所有権の全部または一部を第三者に譲渡する場合においてもなお新所有者たる当該第三者の下で本物件の管理を継続して行うときは、本協定における丙の地位は存続し、前項に関わらず、その責任及び義務は継続するものとする。

- 3 前2項の場合において、乙又は丙に含まれる当事者が甲との協力関係上その役割を残すことについて甲と合意した場合、当該当事者は引き続き本協定

に残るものとする。ただし、本物件を乙が所有していないことにより実現が困難な内容を含め本協定の内容に関して乙及び丙が責務を負うことはなく、協力事項とする。

(本協定の変更)

第12条 本協定の規定は、甲乙丙による書面での合意がなされた場合に限り、変更することができる。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。本協定の有効期間の満了日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれから本協定を終了させる旨の通知が相手方に対してなされなかった場合には、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

なお、第11条に基づき乙から第三者に本物件が譲渡され本協定が承継されない場合、当然本協定は終了するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第14条 乙及び丙は、甲に対して、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団、その他これに準じる反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」という)ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(秘密保持)

第15条 甲、乙及び丙は、本協定により知り得た相手方の情報については、本協定の目的達成のために利用し、相手方の承諾なく他の目的に利用してはならないものとする。

(贈収賄防止)

第16条 甲、乙及び丙は、本協定に関連し適用のあるすべての贈収賄防止に関する法令を遵守するものとする。

(定めのない事項)

第17条 本協定の解釈又はその運用につき疑義が生じた場合、及び定めのない事項については、甲乙丙協議の上、解決するものとする。

(以下余白)

以上、本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年7月2日

(甲) 福島県伊達市保原町字舟橋180番地

伊達市

市長 須田 博行

(乙) 福島県郡山市並木一丁目5-19

大和ハウス工業株式会社福島支店

支店長 天野 禎久

(丙) 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

大和ハウスプロパティマネジメント株式会社

代表取締役 大島 武司